

事 務 連 絡
令和 8 年（2026 年）8 月 31 日

地域包括支援センター管理者 様
各居宅介護支援事業所管理者 様
各 区 役 所 福 祉 課 課 長 様

熊本市介護保険課長 澤見 財大

熊本市へ避難している他市町村被保険者に係る介護予防支援等に関する取扱いについて

熊本市へ避難している他市町村被保険者に係る介護予防支援等に関する取扱いについては、熊本県やいくつかの被災自治体と相談のうえ、下記のとおりとしましたので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

熊本市へ避難している方のうち、介護保険の保険者（住民票）が熊本市以外の市町村（以下「A市」）である方に係る介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者がA市の地域包括支援センターと契約し、同センターから委託を受けた熊本市内の居宅介護支援事業所がケアマネジメントを行うこととします。

この場合、「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」は、A市の地域包括支援センターが、A市の様式によりA市へ提出します。

このため、熊本市の地域包括支援センターが介護予防支援の委託先等に関する相談を受けた際には、熊本市内の居宅介護支援事業所をご紹介しますようお願いいたします。

以上の取扱いについては、A市との協議が必要となる場合があることから、本案件に該当する事例を把握した場合は、以下の連絡先までご相談いただきますようお願いいたします。

【連絡先】 熊本市介護保険課 認定給付班
TEL:096-328-2347 FAX:096-327-0855